

1 手数料

(1) 開発許可申請（法第 29 条）

開発区域の面積	自己の居住用の住宅	自己業務用	その他
0.1 ヘクタール未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10 ヘクタール以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

(2) 開発行為変更許可申請（法第 35 条の 2）

変更にかかる手数料は、次に掲げる額を合算した額とする。

ただし、その額が 87 万円を超えるときは 87 万円を限度とする。

ア 開発行為に関する設計の変更

開発区域の面積及び区分に応じ上記に掲げる額の 1/10

イ 新たな土地の編入にかかる変更

新たに編入された開発区域の面積及び区分に応じ上記に掲げる額

ウ その他の変更

10,000 円

(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請（法第 41 条第 2 項のただし書）

46,000 円

(4) 予定建築物等以外の建築許可申請（法第 42 条第 1 項のただし書） 26,000 円

(5) 市街化調整区域内における建築等許可申請（法第 43 条）

敷地の面積	手数料の額
0.1 ヘクタール未満	6,900 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	18,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	39,000 円
0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	69,000 円
1 ヘクタール以上	97,000 円

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承継申請 (法第 45 条)

自己の居住用の住宅	自己業務用		その他
1,700 円	1 ヘクタール未満	1,700 円	17,000 円
	1 ヘクタール以上	2,700 円	

(7) 開発登録簿の写しの交付

用紙 1 枚につき 470 円

{(2)、(7) については、同法附則第 5 項において準用する場合を含む}

(8) 開発行為変更許可手数料の留意事項

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額 (その額が 87 万円を超えるときは、その手数料の額は 87 万円)

ア 開発行為に関する設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。) については、開発区域の面積 (イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては開発区域の縮小後の開発区域の面積) に応じ前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
開発行為に関する設計 (法第 30 条第 1 項 3 号) については、横須賀市変更許可の取り扱い指針のとおり

イ 新たな土地開発区域への編入に係る第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで (附則第 5 項において準用する場合を含む。) に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

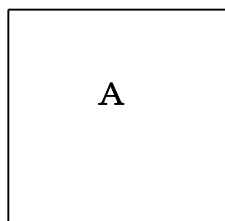
開発行為の位置、区域、規模 (法第 30 条第 1 項 1 号)、予定建築物の用途 (新たな開発許可となる場合もある) (法第 30 条第 1 項 2 号)、工事施工者 (法第 30 条第 1 項 4 号)、法第 34 条の該当号の別、資金計画 (法第 30 条第 1 項 5 号) については、横須賀市変更許可の取り扱い指針のとおり

ウ その他の変更については、1 万円

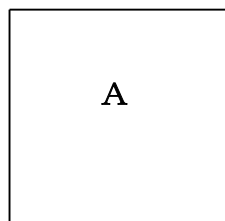
横須賀市都市部開発指導課『変更許可・届出の取扱指針』(平成 16 年 4 月 1 日) の第 1 の (3) 開発行為に関する設計以外の変更を対象とする

変更手数料（算出例）

1. 新たな開発区域及び開発区域の縮小が生じない場合（区域変更なし）



当初開発区域



変更後開発区域

① 設計変更ありの場合

Aの区域の面積に応じた額×10分の1（+ウ（10,000円））

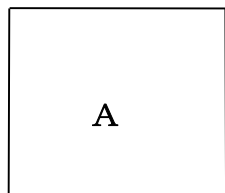
注）ウを同時計上する場合もありうる

（ex. 同時に工事施行者の変更などを行った場合は計上）

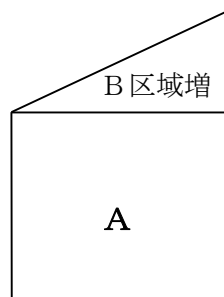
② 設計変更なしの場合

ウ（10,000円）

2. 新たな開発区域が生じる場合（区域変更あり）



当初開発区域



変更後開発区域

① Aの区域の設計変更ありの場合

Bの区域の面積に応じた額 + Aの区域の面積に応じた額×10分の1
（+ウ（10,000円））

注）ウを同時計上する場合もありうる

（同時に法第34条の該当号の別の変更、資金計画の変更を行った場合のみ計上）

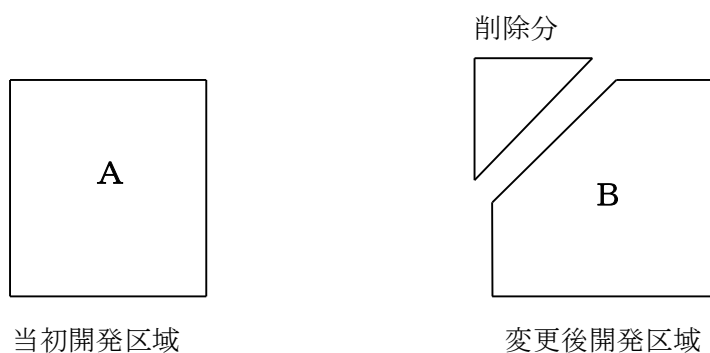
② Aの区域の設計変更なしの場合

Bの区域の面積に応じた額 +（+ウ（10,000円））

注）ウを同時計上する場合もありうる

（同時に法第34条の該当号の別の変更、資金計画の変更を行った場合のみ計上）

3. 開発区域の縮小を伴う場合（区域変更あり）



① 設計変更ありの場合

Bの区域の面積に応じた額×10分の1 + ウ (10,000円)

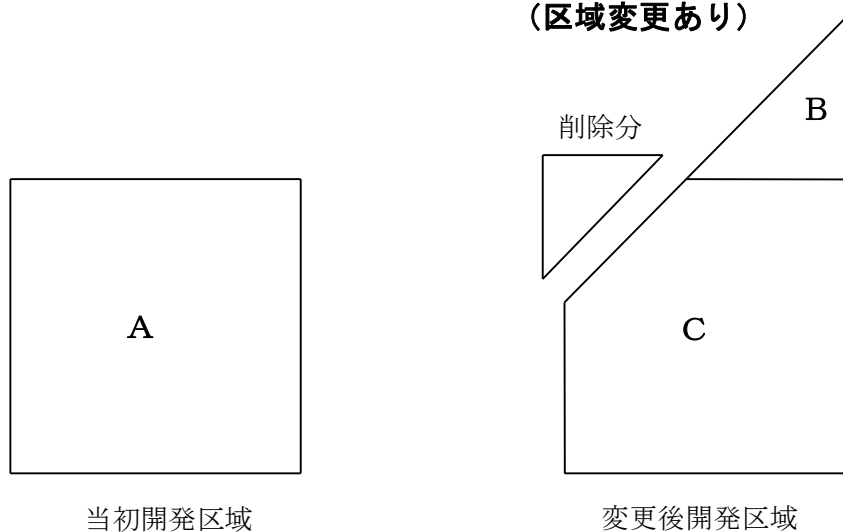
注) ウは必ず計上する（区域の変更はウに該当するため）

② 設計変更なしの場合

ウ (10,000円)

注) ウは必ず計上する（区域の変更はウに該当するため）

4. 新たな土地開発区域への編入及び開発区域の縮小を伴う場合 （区域変更あり）



① Cの区域の設計変更ありの場合

Bの区域の面積に応じた額 + Cの区域の面積に応じた額×10分の1 + ウ (10,000円)

注) ウは必ず計上する（区域の変更はウに該当するため）

② Cの区域の設計変更なしの場合

Bの区域の面積に応じた額 + ウ (10,000円)

注) ウは必ず計上する（区域の変更はウに該当するため）